



国際会計基準(IFRS)の適用に向けた 上場会社アンケート調査結果の概要

2009年10月30日(金)
(株)東京証券取引所

国際会計基準(IFRS)の適用に向けた上場会社アンケート調査結果の概要

- 調査方法 自記入アンケート方式
- 調査時期 平成21年8月～9月
- 調査対象 東証全上場会社 2,332社 (外国会社を除く。)(平成21年8月時点)
提出会社数 1,416社
提出率 60.7%

	対象会社数	回答提出会社数	回答率
合計	2,332社	1,416社	60.7%
市場第一部	1,692社	1,049社	62.0%
市場第二部	455社	282社	62.0%
マザーズ	185社	85社	46.0%

(参考)

回答者1,416社のうち、連結財務諸表作成会社は1,275社(90.0%)

回答者1,416社のうち、米国会計基準採用会社は 25社(1.8%)

アンケート調査結果の概要

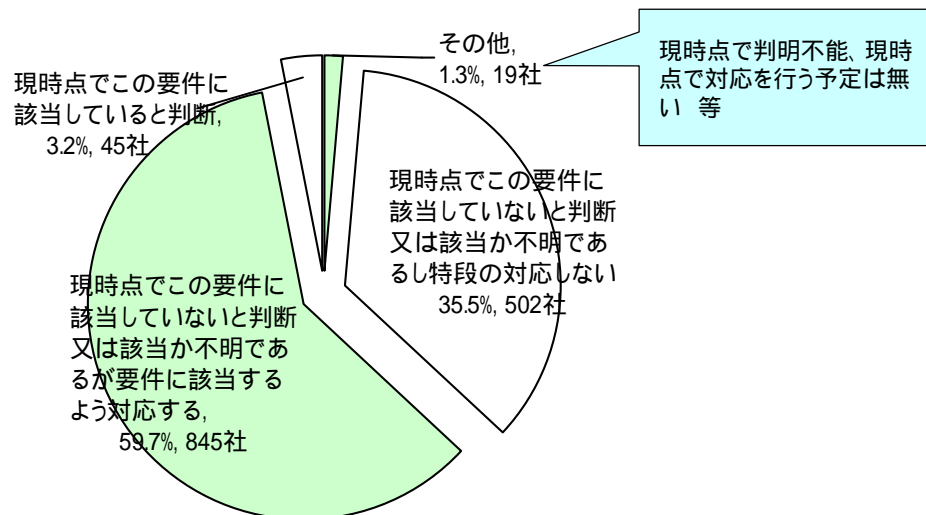
国際会計基準(IFRS)の早期適用要件の適合状況等(1)

国際会計基準(IFRS)について早期適用が認められる所定の要件として以下の要件に合致することが必要とされている。

- イ. 上場又は店頭登録していること
- ロ. 有価証券報告書に連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。
- ハ. 国際会計基準の十分な知識を有する役員又は使用人の設置及び国際会計基準に基づく適正な財務書類作成体制の整備
- ニ. 次のいずれかに該当すること。
 - (1)会社、親会社又はその他の関係会社が外国法令に基づき開示書類を作成していること。
 - (2)会社、親会社又はその他の関係会社が外国取引所規則に基づき開示書類を作成していること。
 - (3)会社、親会社又はその他の関係会社が外国に連結子会社を有していること。

早期適用が認められる所定の要件の詳細は、金融庁「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」(平成21年6月30日公表)参照。

早期適用要件の適合状況



現時点では早期適用の要件に該当していない又は該当するか不明だが、要件に該当するよう対応するとする会社が6割程度となった。

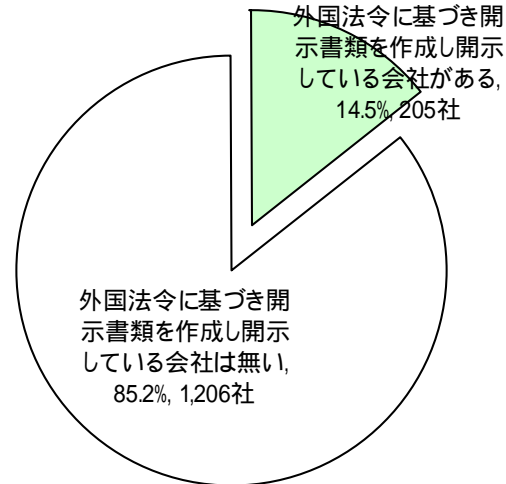
その他の回答では、現時点で早期適用の要件に関わらず、適用に向けた対応を検討する必要があるとする会社がみられた。

n = 1,416社

アンケート調査結果の概要

国際会計基準(IFRS)の早期適用要件の適合状況等(2)

外国の法令に基づき開示書類を作成し開示している会社の有無

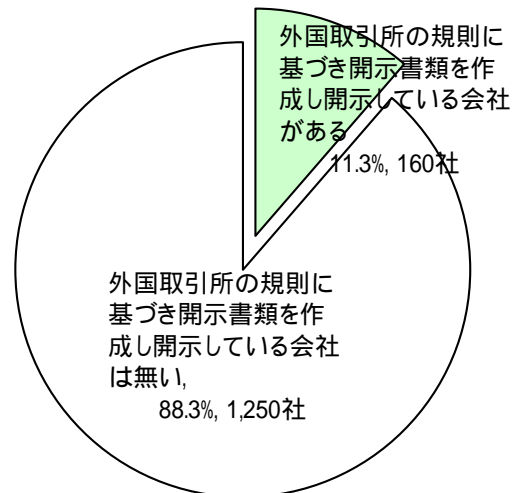


会社、会社の親会社又はその他の関係会社のうち、外国の法令に基づき開示書類を作成し開示している会社がある会社は14.5%となった。

時価総額と比例して該当する会社の割合が増える傾向がみられるが、特に時価総額が1兆円以上の会社では、過半数の会社が該当している結果となった。

n = 1,416社

外国取引所規則に基づき開示書類を作成し開示している会社の有無



会社、会社の親会社又はその他の関係会社のうち、外国取引所規則に基づき開示書類を作成し開示している会社がある会社は11.3%となった。

時価総額と比例して該当する会社の割合が増える傾向がみられるが、特に時価総額が1兆円以上の会社では、過半数の会社が該当している結果となった。

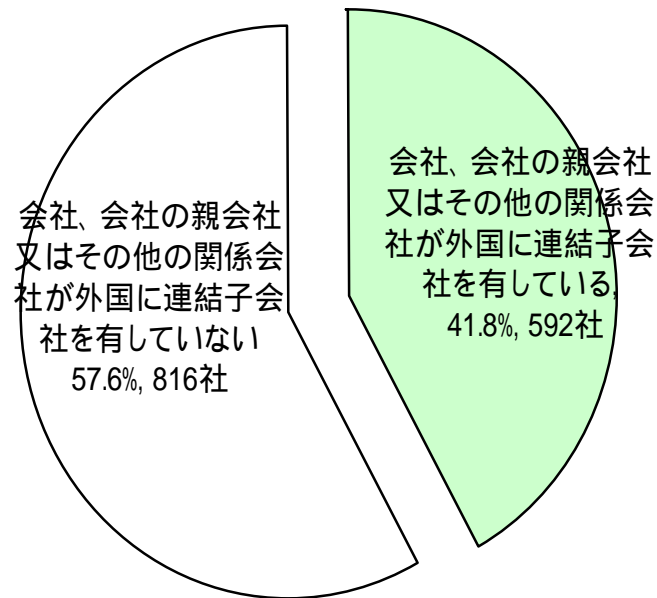
n = 1,416社

アンケート調査結果の概要

国際会計基準(IFRS)の早期適用要件の適合状況等(3)

海外における連結子会社の有無

会社、会社の親会社又はその他の関係会社のうち、海外における連結子会社を有している会社は全体の41.8%となった。

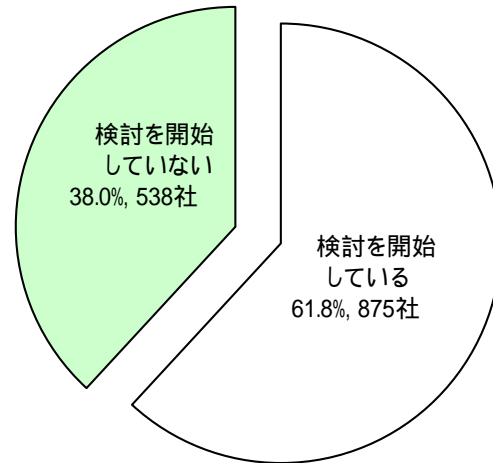


n = 1,416社

アンケート調査結果の概要

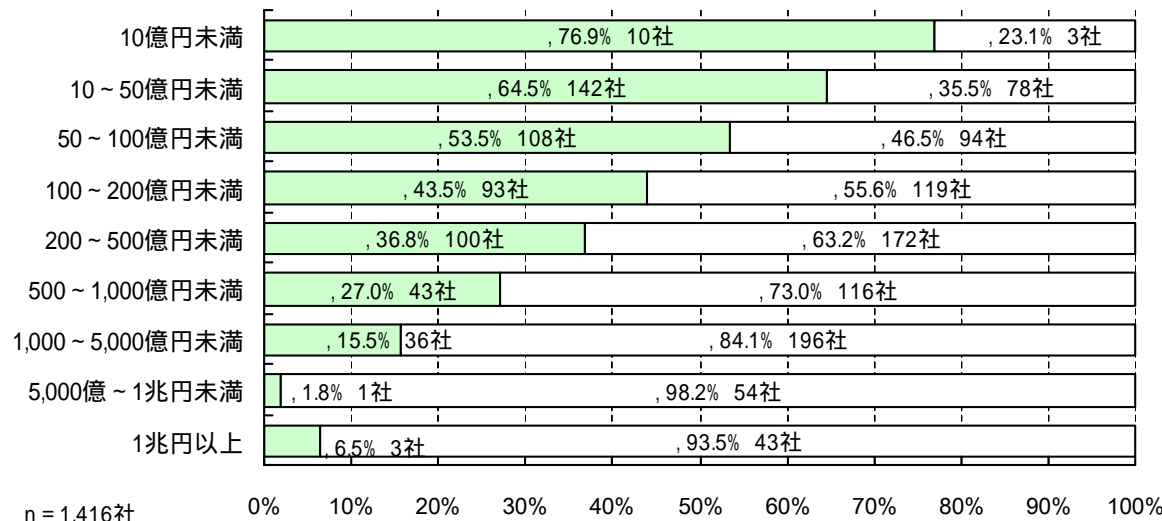
国際会計基準(IFRS)適用に向けた検討状況等(1)

適用に向けた検討状況



n = 1,416社

(時価総額別)適用に向けた検討状況



国際会計基準の適用に向けた検討を開始している会社は6割程度となった。

一方で、4割程度の会社が検討を開始していない。

時価総額別()を見ると、時価総額に比例して国際会計基準の適用に向けた対応を開始している会社が増加している。

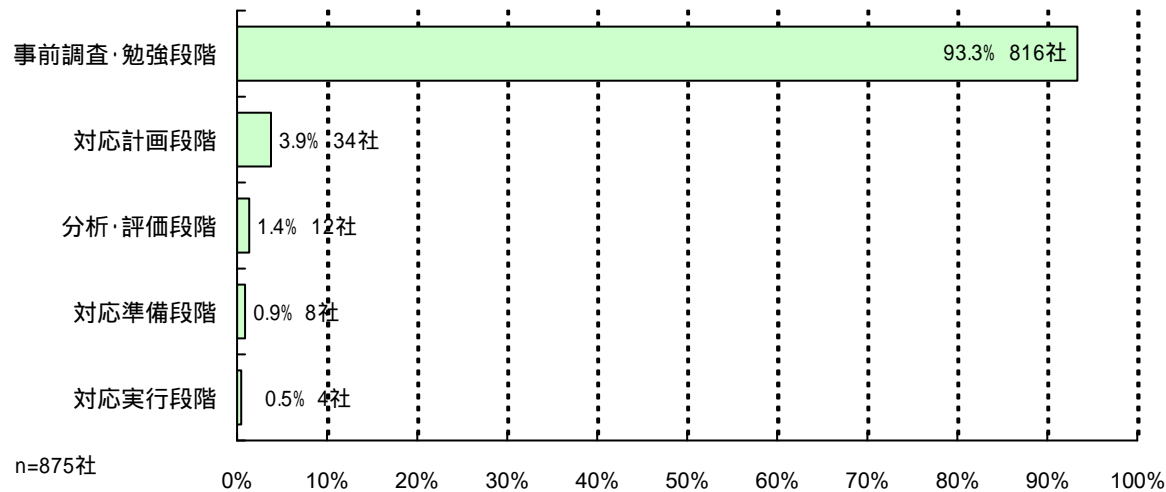
特に、時価総額5,000億円以上1兆円未満及び時価総額1兆円以上の会社は9割超の会社が国際会計基準の適用に向けた対応を開始していると回答した。一方で、時価総額が小さい会社ほど、検討未着手数が多くなっている。

() 2009年9月末日時点

アンケート調査結果の概要

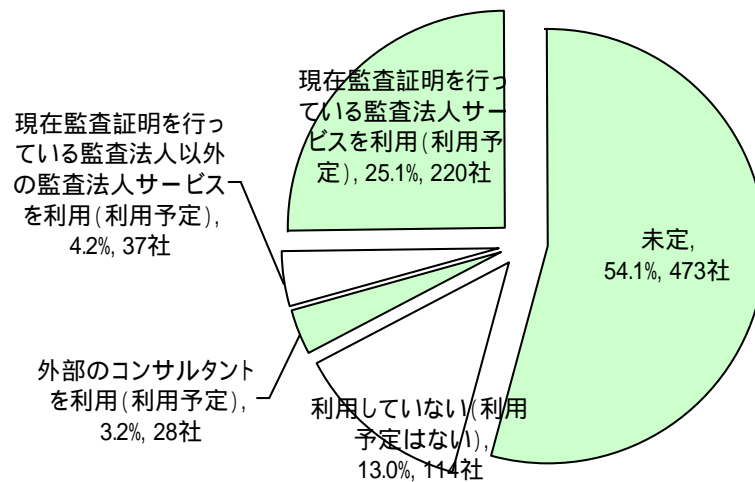
国際会計基準(IFRS)適用に向けた検討状況等(2)

現在の検討段階



(2) において国際会計基準の適用に向けた検討を開始していると回答した875社を対象に、現在の検討段階を確認したところ、事前調査、勉強段階の会社が9割超となった。

外部のコンサルティングサービス等の利用状況



(2) において国際会計基準の適用に向けた検討を開始していると回答した875社を対象に、外部のコンサルティングサービス等の利用を確認したところ、

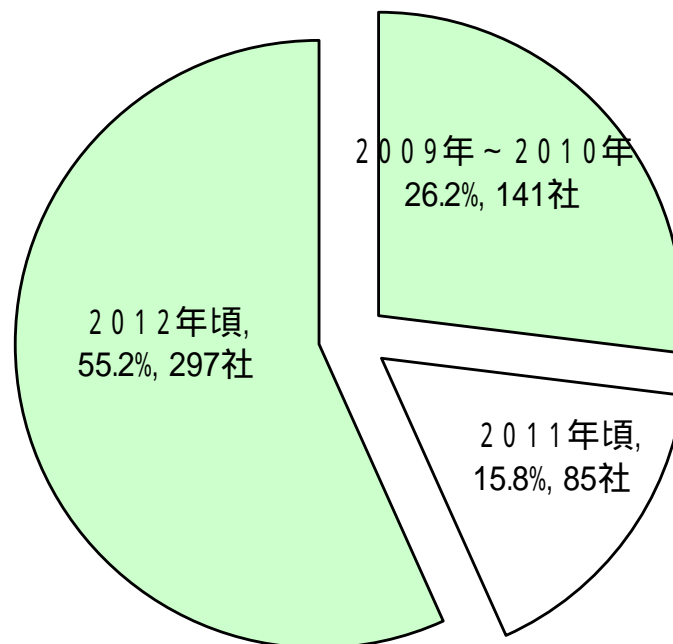
・何らかの形でコンサルティングサービスの利用を考えている会社が3割超となった。

・一方で、サービスの利用について未定とする会社が過半超となった。

アンケート調査結果の概要

国際会計基準(IFRS)適用に向けた検討状況等(3)

検討開始予定時期



n = 538社

(2) において国際会計基準の適用に向けた検討を開始していないと回答した538社を対象に、検討開始の見込み時期を確認したところ、

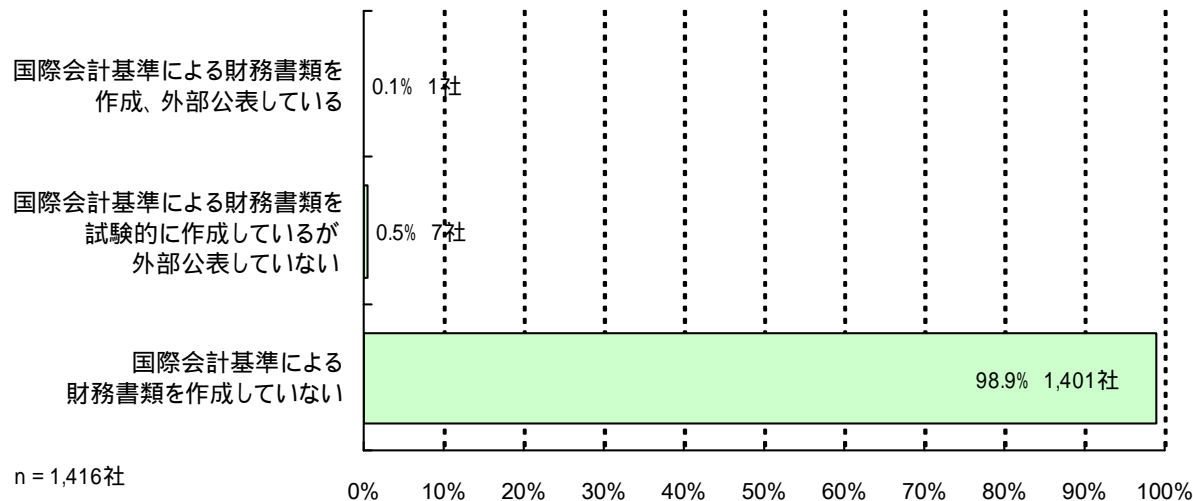
・2009～2010年に検討を行うとする会社は26.2%に留まっている。

・一方で、2012年、強制適用が決定した場合に国際会計基準の適用に向けた検討を行うとする会社が過半超となった。

アンケート調査結果の概要

国際会計基準(IFRS)早期適用に向けた状況等(1)

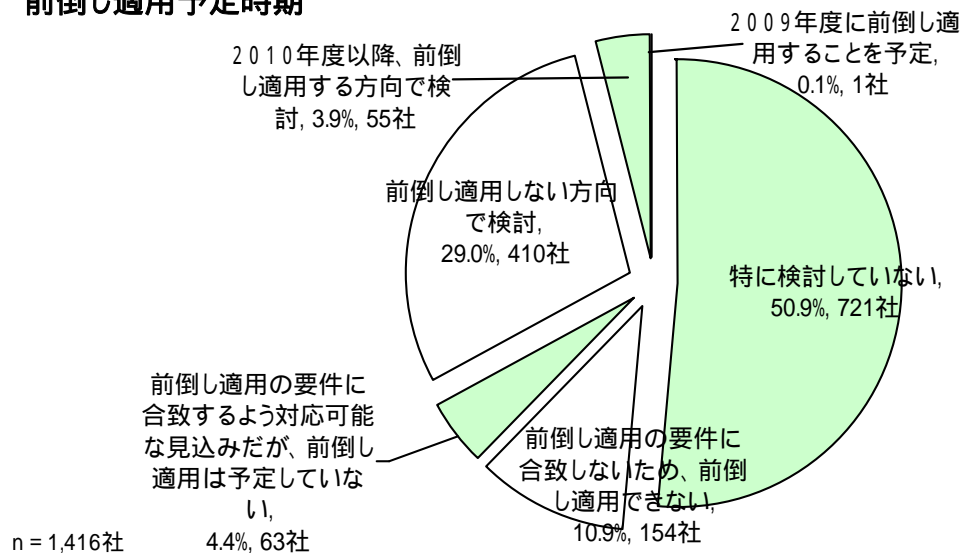
国際会計基準(IFRS)による財務書類の作成の有無



国際会計基準による財務諸表の作成については、作成していない会社が全体の98.9%となった。

国際会計基準による財務諸表を作成し外部に公表している会社と、公表していないが作成している会社を合わせても全体の1%にも及ばず、8社に留まった。

前倒し適用予定時期



国際会計基準適用の前倒し適用の予定については、前倒し適用することを予定している会社は合計でも全体の4%、56社に留まっている。

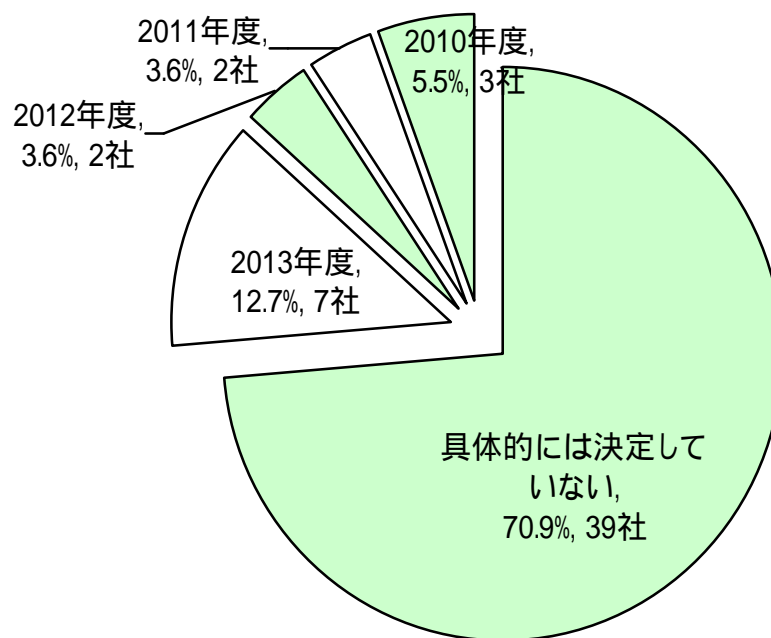
一方で、前倒し適用しない方向で検討しているとする会社が約3割弱となっている。

また、特に検討していないとする会社は5割強となった。

アンケート調査結果の概要

国際会計基準(IFRS)早期適用に向けた状況等(2)

適用想定時点



n = 55社

(3) において2010年以降の前倒し適用を検討していると回答した55社を対象に適用を想定している時点を確認したところ、

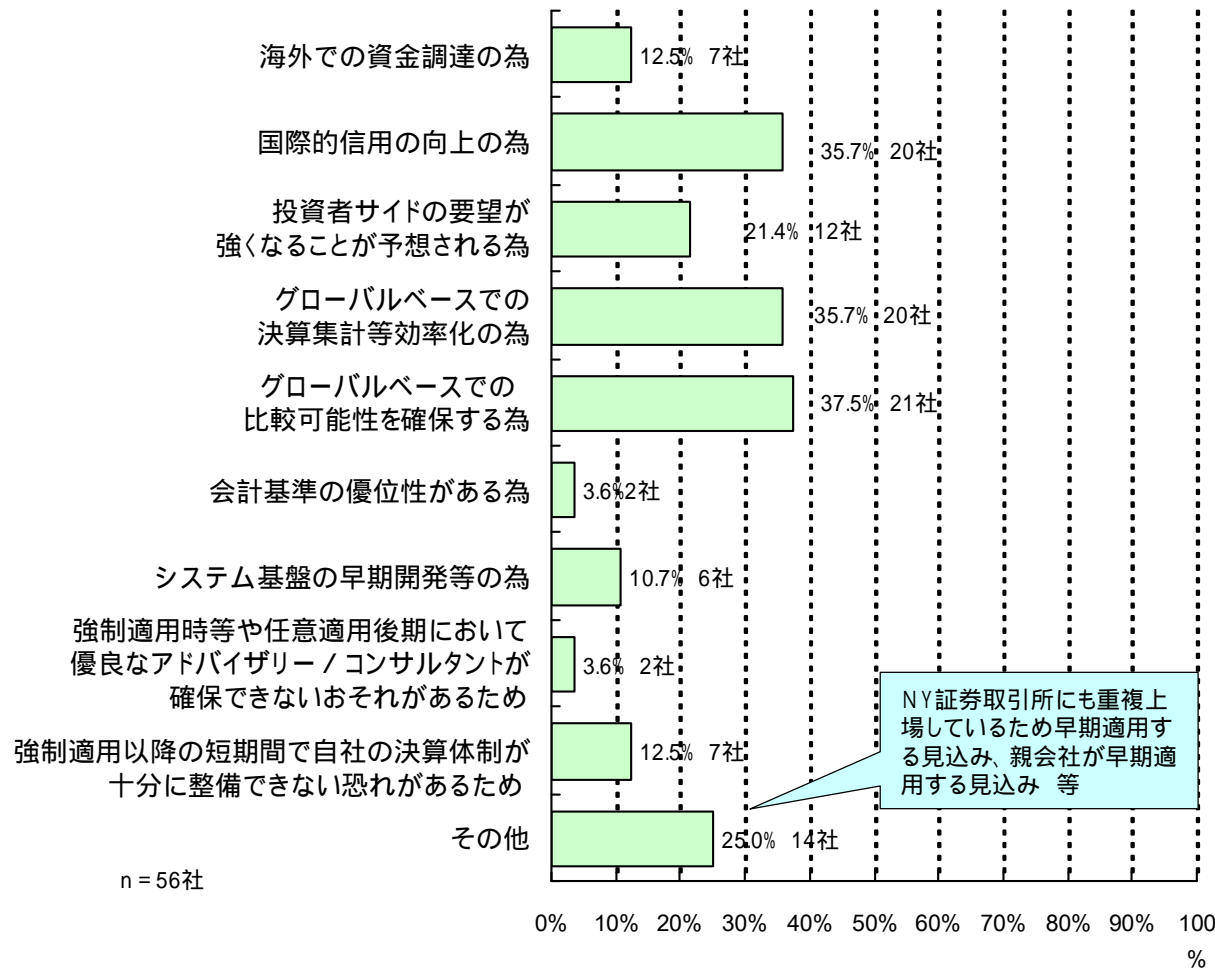
・2013年度が7社で最も多く、次いで、2010年度が3社、2011年度、2012年度がそれぞれ2社となっている。

・前倒し適用については検討しているものの、具体的な適用想定時点を決定していない会社が70.9%、39社となった。

アンケート調査結果の概要

国際会計基準(IFRS)早期適用に向けた状況等(3)

早期適用の目的等



(3) において2009年及び2010年以降の前倒し適用を検討していると回答した56社を対象に適用を検討する理由や背景を確認したところ、

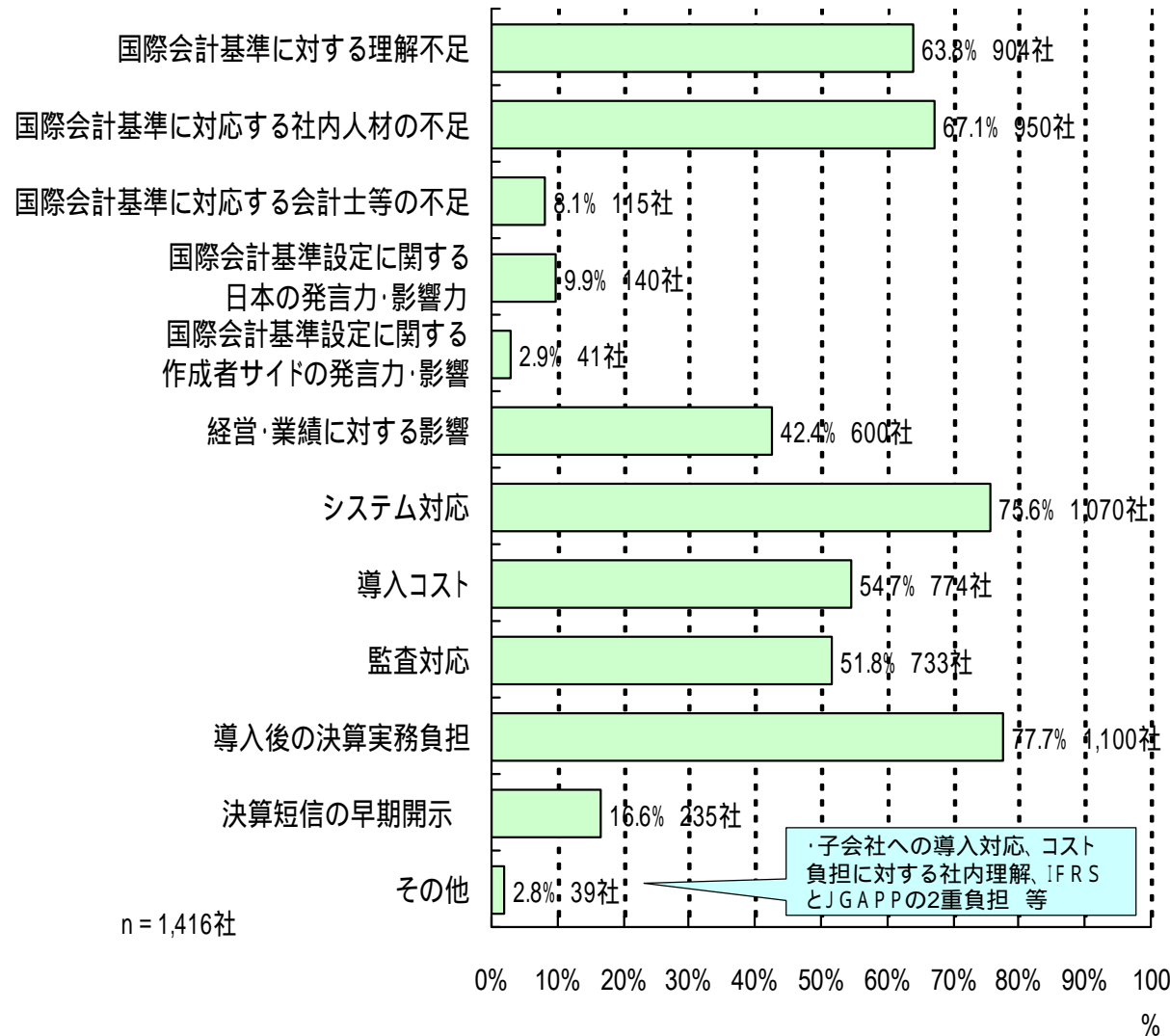
グローバルベースでの比較可能性を確保するためとする会社が37.5%と最も多く、次いで、グローバルベースでの決算集計効率化及び国際的信用力向上のためとする会社が35.7%となった。

また、その他の回答では、自社グループ全体でのガバナンス(統制)の向上の為、経営管理レベルのベース・アップの為とする会社もみられた。

アンケート調査結果の概要

国際会計基準(IFRS)早期適用に向けた状況等(4)

導入に伴う懸念等



・国際会計基準導入により懸念される点については、導入後の決算実務負担が77.7%と最も多くなった。次いで、システム対応、社内人材の不足、理解不足、監査対応がそれぞれ過半超となっている。また、経営・業績に対する影響を懸念する会社は約4割となっている。

その他の回答では、現行の会計基準のままである個別決算との両立を懸念している会社もみられた。

また、プリンシプルベースによる会計の導入によって会社自身の会計方針の判断が増えることによる実務負担の増加を懸念する会社もみられた。

その他自由回答

■ IFRS導入に向けた状況について

- 上場会社のIFRSに関する理解を深めるため、実務担当者の教育やセミナー開催、情報発信などを積極的に行っていただきたい。
- 強制適用は不可避と考え現在対応を検討しているが、人材教育や会計システムの変更が必要と考えられるため、強制適用までには十分な期間を設けていただきたい。
- 強制適用初年度には開示日程の緩和など、事務負担軽減に繋がる措置を設けていただきたい。
- 社内のIFRS対応体制を整えるために、国際会計基準(IFRS)の導入時期・導入要件などを早期に明確化していただきたい。

■ IFRS導入後の開示について

- IFRS強制適用に伴い、開示書類は連結(IFRSベース)に一本化していただきたい。
- IFRS導入後の過年度比較は、継続性が失われない程度の簡便的な開示に留めるべき。
- 原則主義では数値基準が無いため、監査人との調整などに多大な実務負担が生じると懸念している。一定の指針やガイドラインを示していただきたい。

その他自由回答

■ その他

- IFRS導入による開示水準の向上、国際的な比較可能性の向上等は上場会社にとって有益なものであると考えている。
- 今後の国際会計基準の議論に積極的に日本側の意見を反映させていただきたい。
- 会社法会計、税法会計との十分な調整、確認を行っていただきたい。
- 監査法人、投資家に対してもIFRS教育を行うことが必要ではないか。
- 業種や規模を問わず上場企業へIFRSを一斉適用することには疑問を感じる。
- 海外市場での資金調達を行う予定が無い会社には、IFRS適用対象外としてはどうか。